

第15回しまだ大井川マラソン in リバティ『しまだおもてなし券』実施要項

■目的

毎年10月最終日曜日に開催される『しまだ大井川マラソン in リバティ』には、全国各地から多くのランナーがエントリーし、応援者を含め多くの方が島田市を訪れます。

この『しまだおもてなし券』は、ランナー全員に配布し、おもてなし広場「しま旨っ！」をはじめ、大会会場や島田市内の店舗などで使用でき、選んで使える参加賞としてランナーの皆様にご利用いただくとともに、島田市の地域活性化とPRを図ることを目的としています。

■利用可能期間

令和5年10月28日(土)～10月30日(月) ※大会前日、当日、翌日の3日間

■利用可能場所

- ①しまだ大井川マラソン in リバティのメイン会場:おもてなし広場「しま旨っ！」 ※大会当日のみ
- ②しまだ土産市 ※大会当日のみ
- ③しまだ乾杯タウン
- ④島田市商店街連合会加盟店
- ⑤田代の郷温泉伊太和里の湯、川根温泉ふれあいの泉、川根温泉ホテル、ホテル三布袋、ホテルラクーネ、島田蓬萊の湯、KADODE OOIGAWA、TOURIST INFORMATION おおいなび、蓬莱橋 897.4 茶屋
- ⑥その他参加希望店舗

■所管

しまだ大井川マラソン in リバティ実行委員会(島田市観光課内)

■利用者取り扱い

- ①「しまだおもてなし券」は、大会にエントリーしたランナーのみ利用可能。
- ②ゼッケンから切り取り、500円の金券として利用する。
- ③500円未満の商品を購入しても、お釣りは出ない。

■店舗取り扱い

- ①大会1週間前までに、大会ホームページからおもてなし券参加店舗に事前登録する。
(商店街連合会・しま旨っ!・しまだ土産市・乾杯タウンの参加店舗は、登録手続き不要)
- ②利用者が「しまだおもてなし券」の使用を希望した場合は、500円の金券として商品を販売し、金券原本は回収して使用日を記入する。
- ③利用可能期間の3日間で、各店舗の営業時間内での利用に限り有効とする。
- ④回収した金券原本は、令和5年11月7日(火)から11月30日(木)までの間に、請求書と共に事務局に提出する。
提出後、事務局より支払いを行う。
※使用日が無記入、もしくは利用可能期間外の使用日が記入されている金券は無効となるのでご注意ください。
※他店舗分のおもてなし券の代理請求はできません。

■その他

大会ホームページに「しまだおもてなし券」利用可能店舗を掲載する。

おもてなし券の使用ができないもの

商品券、プリペイドカード、切手等の換金性の高いもの、不動産及び金融機関、たばこ、税金や使用料等の公租公課

取り扱いに関する注意点

- ・つり銭の払い戻しはありません。
- ・この券は現金との引き換えはできません。
- ・いかなる場合も再発行はいたしません。
- ・この券は、第三者への譲渡、転売、換金目的のために使用することはできません。
- ・この券を使用する際にも消費税はかかります。

【事務局】しまだ大井川マラソン in リバティ実行委員会
島田市役所・観光文化部観光課内
担当:坂口 TEL:0547-36-7163

請求書

令和 5 年 月 日

しまだ大井川マラソン in リバティ
実行委員会委員長 大久保 節夫

金 _____ 円

(金券 枚)

第 15 回しまだ大井川マラソン in リバティ・おもてなし券利用として

上記のとおり請求します。

所在地

出店者名

代表者氏名

印

電話番号

振込先

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- ※ 令和5年11月7日(火)から11月30日(木)までに金券原本と共にしまだ大井川マラソン in リバティ実行委員会に、郵送もしくは持ち込みにて提出してください。
- ※ 使用日が無記入、もしくは利用可能期間外の使用日が記入されている金券は無効となるのでご注意ください。
- ※ 他店舗分のおもてなし券の代理請求はできません。